

兵庫県公報

平成28年2月26日 金曜日 第2776号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	1
○管理美容師資格認定講習会の指定（同）	2
○特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	3
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○同上（同）	4
○同上（同）	4
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	4
公 告	
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	5
○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	5
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	7

告 示

兵庫県告示第175号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成28年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 主催者の名称及び住所

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆 敏
住 所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
所在地 大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	平成28年10月3日（月）	平成28年11月7日（月）
第2日	平成28年10月24日（月）	平成28年11月14日（月）
第3日	平成28年10月31日（月）	平成28年11月21日（月）

4 講習会場の名称及び所在地

名 称 兵庫県農業共済会館
所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3
電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間

公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
10名	10名

7 受講料

1人 18,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
 電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第176号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成28年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 主催者の名称及び住所

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆 敏
 住 所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	平成28年10月3日(月)	平成28年11月7日(月)
第2日	平成28年10月24日(月)	平成28年11月14日(月)
第3日	平成28年10月31日(月)	平成28年11月21日(月)

4 講習会場の名称及び所在地

名 称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3
 電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第 1 回	第 2 回
90名	90名

- 7 受講料
1 人 18,000円
- 8 受講資格
美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者
- 9 受講についての問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第177号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成28年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市、たつの市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡	平成29年3月10日（金）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	その質量計の所在の場所



兵庫県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月26日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫 路 上 郡 線	姫路市書写字立原49番2から 同 市書写字立原52番4まで	旧	8.0から 8.0まで	19.0	
		新	8.0から 8.0まで	19.0	

兵庫県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月26日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市生野町黒川字大外奥169番40から 同 市生野町黒川字大外奥169番41まで	旧	4.0から 8.0まで	91.0	
	朝来市生野町黒川字大外奥169番5から 同 市生野町黒川字大外奥169番5まで	新	8.0から 40.0まで	91.0	

兵庫県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年2月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年2月26日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	丹波市青垣町大名草字與左エ門谷2080番2 から 同 市青垣町大名草字與左エ門谷2080番1 まで	旧	4.0から 4.0まで	40.0	
	丹波市青垣町大名草字與左エ門谷2080番1 から 同 市青垣町大名草字與左エ門谷2080番1 まで	新	4.0から 40.0まで	40.0	

兵庫県告示第181号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成28年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 有限会社林企画建設
- 2 代表者氏名 林 宏
- 3 事務所所在地 神戸市東灘区住吉本町一丁目7番3号4F

- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(8)第8570号
- 5 免 許 年 月 日 平成24年 1月10日

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A288696	平成28年 4月14日	洲本市	淡路県民局	平成27年 4月30日



二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

平成28年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験実施の期日及び日時

(1) 二級建築士

- 学 科 の 試 験 平成28年 7月 3日(日)
10:00~13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)
14:10~17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)
- 設計製図の試験 平成28年 9月11日(日)
11:00~16:00(5時間)

(2) 木造建築士

- 学 科 の 試 験 平成28年 7月24日(日)
10:00~13:00(3時間) 学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規)
14:10~17:10(3時間) 学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工)
- 設計製図の試験 平成28年10月 9日(日)
11:00~16:00(5時間)

2 試験実施の場所

(1) 二級建築士

- 学 科 の 試 験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学
- 設計製図の試験 同 上

(2) 木造建築士

- 学 科 の 試 験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学
- 設計製図の試験 同 上

3 受験申込手続

(1) 受付場所における受験申込

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者(過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込を行うこと。また、受付場所における受験申込については、(2)又は(3)による受験申込ができなかった者も行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成28年4月7日（木）から同月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を含む。）

午前10時から午後5時まで

イ 受験申込受付場所

兵庫県民会館 7階亀の間 神戸市中央区下山手通4-16-3

ウ 受験申込方法

受験申込書を上記イの受付場所に申込者本人が直接提出すること。

(2) 郵送による受験申込

次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

イ 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(7) 受験申込受付期間

平成28年3月14日（月）から同月29日（火）まで

(4) 受験申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成28年3月22日（火）から同月29日（火）まで

受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申込みこと。

4 「学科の試験」の免除の申請

平成26年又は平成27年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成26年若しくは平成27年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成26年若しくは平成27年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成28年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成28年6月10日（金）頃、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

(1) 合格者の発表

ア 二級建築士試験

平成28年12月1日（木）（予定）

なお、学科の試験については、平成28年8月23日（火）（予定）

イ 木造建築士試験

平成28年12月1日（木）（予定）

なお、学科の試験については、平成28年9月6日（火）（予定）

(2) 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準をセンター近畿支部等に提示する。

8 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成28年6月8日（水）頃から兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課、公益社団法人兵庫県建築士会等において掲示するとともに、上記2の「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

9 受験についての問合せ先

センター近畿支部 電話 (06) 6942-2214

公益社団法人兵庫県建築士会 電話 (078) 327-0885

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設の指定取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年 2月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

2 老人ホームの表南あわじ市の項中

「

南あわじ市養護老人ホーム さくら苑	同 市福良丙22-1
-------------------	------------

」

を

「

養護老人ホーム さくら苑	同 市福良丙22-4
--------------	------------

」

に改め、同表宍粟市の項中

「

社会福祉法人 千種会 特別養護老人ホーム ちくさの郷	同 市千種町河呂189-4
----------------------------	---------------

」

を

「

社会福祉法人 千種会 特別養護老人ホーム ちくさの郷	同 市千種町河呂189-4
特別養護老人ホーム しそうの杜	同 市山崎町川戸1821

」

に改める。